

周南市都市計画シミュレーション業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和6年6月12日

周南市長 藤井 律子

## 1 業務の概要

### (1) 業務名称

周南市都市計画シミュレーション業務委託

### (2) 業務の目的

国土交通省が取り組む「Project PLATEAU」に参画したユースケース開発として、本業務で導入するVRや3DCG等のソフトウェア等により、3D都市モデルを活用した都市デジタルツインを構築し、まちづくりの施策立案の高度化、施設整備計画や景観検討への活用、また、効率的・効果的な合意形成を図ることを目的とする。

### (3) 業務内容

別添「周南市都市計画シミュレーション業務委託参考特記仕様書」（以下「参考仕様書」という。）のとおりとする。ただし、参考仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、本プロポーザルの受託候補者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

### (4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで。

### (5) 履行場所

周南市内

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

### (1) 技術提案書の提出者

ア 単独企業として参加する場合

次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び

第2項の規定に該当しない者であること。

- (イ) 参加表明書の提出時点において、「令和6・7年度周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）「4 調査・研究（設計関係を除く）」の（小分類）「1 環境に関する調査・分析」（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されている者又は参加資格者名簿に未登録の者であつては、受託候補者となった場合に参加資格者名簿に登録できる者であること。
  - (ウ) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であること、かつ、受けることが明らかである者でないこと。
  - (エ) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
  - (オ) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
  - (カ) 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始のなされていない者であること。
  - (キ) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号。以下「排除要綱」という。）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。（前要綱における「登録業者」は、「参加者」に読み替える。）
  - (ク) 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納のないこと。
  - (ケ) 公告日までに完了した国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に参画した3D都市モデルユースケース開発に関する業務実績を有すること。また、共同企業体の構成員、再委託先としての実績も可とする。
  - (コ) 同種の営業を引き続き1年以上行っていること。ただし、法人において、代表者が1年以上同一の営業に従事している場合は、同法人が同種の営業を引き続き1年以上行っているものとみなすこととする。
- イ 共同企業体として参加する場合
- (ア) 共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、個々の構成者が上記の単体企業として参加する場合の参加要件を満たしていることを条件とする。（排除要綱における「登録業者」は、「構成員」に読み替える。）
  - (イ) 共同企業体として参加する場合は、参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を参加表明書の提出時に添付すること。
  - (ウ) 構成者の中から共同企業体の代表企業を定めることとし、個々の構成

者（代表企業を含む。以下同じ。）は、本事業に係る単独企業として、又は別の共同企業体の構成者として応募することはできない。

(2) 配置予定者（管理者及び担当者）

ア 手持ち業務

配置予定の管理者及び担当者（担当者を複数配置する場合においては、主たる担当者に限る。以下同じ。）は、公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、契約見込みのものを含む。）について、10 件未満でなければならない。手持ち業務とは、管理者又は担当者となっている契約金額 300 万円以上の業務とする。

また、本業務の履行期間中は、管理者及び担当者の手持ち業務量が 10 件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理者及び担当者を交代させる等の措置要求を行う場合がある。

イ 業務実績

管理者は、公告日までに完了した国又は地方公共団体が発注する「Project PLATEAU」に参画した 3D 都市モデルユースケース開発に関する業務実績を有し、本業務に精通した十分な技術能力と経験を有する者とする。

ウ その他

配置予定者は、技術提案書の提出者の組織に属していなければならない。

3 参加手続

(1) 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745-8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地

周南市都市整備部都市政策課

電話 (0834) 22-8427

F A X (0834) 22-3707

E-mail toshi@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書・参加表明書等の入手方法

下記の周南市ホームページからダウンロード可能である。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/40/117582.html>

(3) 参加表明書・技術資料・添付資料に係る質問

ア 質問方法

参加表明書等に係る質問は、質問票（様式 1 1）によるものとし、電子メールにより提出すること。質問受領後は市より受領確認の電子メールを送信するが、1 日程度（休日を除く。）経過しても市からの電子メールが不達の

場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和6年6月13日（木）8時30分から令和6年6月19日（水）17時15分までとする。（ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

（1）に同じ。

エ 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、イに記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和6年6月21日（金）9時とする。

（4）参加表明書、技術資料、添付資料の提出

ア 提出方法

郵送又は持参（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

（ア）持参による場合の受付時間は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。

（イ）郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

イ 提出期限

令和6年6月26日（水）17時15分必着

ウ 提出場所

（1）に同じ。

エ 提出部数

別添「周南市都市計画シミュレーション業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおりとする。

（5）技術提案書、添付資料に係る質問

ア 質問方法

（3）アに同じ。

イ 受付期間

令和6年7月10日（水）8時30分から令和6年7月17日（水）17時15分までとする。（ただし、受信確認は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

（1）に同じ。

エ 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、イに記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和6年7月19日（金）9時とする。

#### (6) 技術提案書、添付資料の提出

##### ア 提出期間

令和6年7月10日（水）から令和6年7月24日（水）までとする。（受付時間帯は、休日を除く8時30分から17時15分までとする。）

##### イ 提出場所

(1) に同じ。

##### ウ 提出方法

(4) アに同じ。

##### エ 提出部数

実施要領のとおりとする。

#### 4 選定方法

参加表明書、技術資料及び技術提案書の評価は、周南市が設置する「周南市都市計画シミュレーション業務委託プロポーザル評価会」（以下「評価会」という。）が行い、評価会は評価結果を市長に意見として報告し、市長が最も優れた技術提案書及び受託候補者を選定する。

#### 5 契約

##### (1) 提案内容の調整

市と受託候補者との協議により、特記仕様書の内容を決定する。

特記仕様書の内容は、原則として、市が公表する参考仕様書を基に、受託候補者の技術提案書等の提案内容を加えたものとする。

##### (2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整った場合、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結する。なお、参加資格者名簿に未登録の者が受託候補者となった場合は、速やかに入札等に参加するための資格審査申請に係る書類を提出すること。

また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

#### 6 その他

##### (1) 失格事項

参加表明書、技術資料、技術提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

- イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- オ ヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積金額が実施要領 2（6）に示している業務に要する費用（提案上限額）を超える場合
- キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ク 受託候補者が参加資格者名簿に登録のない場合で、契約締結の前に当該名簿への登録を行わないことが明らかとなった場合
- ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## （2）その他の留意事項

- ア 技術提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- イ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- ウ 技術提案書は、1 参加者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- エ 提出された参加表明書、技術資料、技術提案書等は返却しない。
- オ 提出期限後における参加表明書、技術資料、技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
- カ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- キ 参加表明書の提出後又は技術提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 1 2）により、担当課へ届け出ること。
- ク 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者を選定するにあたり、必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 3 6 号）に基づき公開することがある。
- ケ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- コ 技術提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は技術提案書の提出者が負うものとする。
- サ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- シ 周南市から送付する電子データの資料は、クラウドストレージサービスにより送付する。クラウドストレージサービスにより受信できない参加表明者は、担当課の窓口で資料を受け取ることとする。

- ス 担当者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。その場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当者1名を選任すること。
- セ 配置予定者の業務実績等を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。
- ソ 他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、業務の主たる部分を再委託してはならないことに留意すること。